

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月21日
【会社名】	株式会社 セキド
【英訳名】	SEKIDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関戸 正実
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木四丁目31番6号
【電話番号】	03(6300)6105(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 関戸 弘志
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木四丁目31番6号
【電話番号】	03(6300)6105(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 関戸 弘志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月15日開催の当社第56期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するために、株式の併合を行うものであります。

併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取り、それらの売却代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日

平成30年9月21日

効力発生日における発行可能株式総額

4,100,000株

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。

本定款一部変更については、株式併合の効力発生日である平成30年9月21日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を定款から削除することといたします。

第3号議案 取締役3名選任の件

関戸正実、弓削英昭、小手川大助を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

柳井弘之を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	11,580	214	0	(注1)	可決 98.18
第2号議案	11,641	153	0	(注1)	可決 98.70
第3号議案					
関戸 正実	11,767	27	0	(注2)	可決 99.77
弓削 英昭	11,642	152	0		可決 98.71
小手川 大助	11,767	27	0		可決 99.77
第4号議案					
柳井 弘之	11,068	726	0	(注2)	可決 93.84

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。